

下妻市指定給水装置工事事業者 指定時(新規・更新)の確認書

【確認①】 指定給水装置工事事業者の業務内容

氏名又は名称

住所 〒

代表者氏名

電話番号

営業時間等について

① 営業日 :

② 営業時間:

③ 休業日 :

漏水等修繕対応の可否について (該当する番号に○をつけてください。)

① 屋内給水装置の修繕

② 埋設部の修繕

③ 夜間・休日等の対応

④ その他 ()

対応工事種別について (該当する番号・項目に○をつけてください。)

① 配水管からの分岐 ~ 乙止水栓

② 乙止水栓 ~ 宅内給水装置 (新設 ・ 改造)

③ その他 ()

緊急時連絡先

氏名 :

電話番号:

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

【確認②】 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修の場合は、研修内容を記載してください。なお、証明する書類は不要です。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【確認③】 過去 1 年以内の給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名	配水管への分水栓の 取付・穿孔、給水管の 接合、いずれの経験 も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
		保有している資格等※ 1		

※1.以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ 2.過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した者について記入してください。

※ 3.資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

※ 4.「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※ 5.行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。